

エネアークでんき受給約款(2024年9月1日実施)_新旧対照表

変更後	変更前
<p>6 電気受給契約の申込み</p> <p>お客さまが新たに電気受給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款におけるお客さま（3（定義）（24）に定める発電者）に関する事項を承認のうえ、原則として、次の事項を明らかにして、エネアーク関東および大阪ガス所定の方法によって電気受給契約の申込みをするものとします。なお、お客さまは、電気受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行なった場合は、改めて電気受給契約の申込みをするものとします。</p> <p>(1) お客さまの名称、電気需給契約の需要場所、発電場所、受電地点特定番号および連絡先</p> <p>18 料金の通知および支払い</p> <p>(1) 大阪ガスは、原則として以下のとおり料金を支払うものとします。なお、エネアーク関東および大阪ガスは、料金の支払いに先立ち、インターネット上その他エネアーク関東および大阪ガスが適当と判断した方法にて料金を通知するものといたします。</p> <p>26 電気受給契約の変更</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合、お客さまは、その時期を明らかにし、その旨をエネアーク関東および大阪ガス所定の方法によってエネアーク関東および大阪ガスに申し出るものとします。</p>	<p>6 電気受給契約の申込み</p> <p>お客さまが新たに電気受給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款および託送供給等約款におけるお客さま（3（定義）（24）に定める発電者）に関する事項を承認のうえ、原則として、次の事項を明らかにして、エネアーク関東および大阪ガス所定の様式によって電気受給契約の申込みをするものとします。なお、お客さまは、電気受給契約の申込みをした後に、次の事項に係る変更を行なった場合は、改めて電気受給契約の申込みをするものとします。</p> <p>(1) お客さまの名称、発電場所、受電地点特定番号および連絡先</p> <p>18 料金の通知および支払い</p> <p>(1) 大阪ガスは、原則として以下のとおり料金を支払うものとします。なお、エネアーク関東および大阪ガスは、料金の支払いに先立ち、書面等エネアーク関東および大阪ガスが適当と判断した方法にて料金を通知するものといたします。</p> <p>26 電気受給契約の変更</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合、お客さまは、その時期を明らかにし、その旨をエネアーク関東および大阪ガスに申し出るものとします。</p>

<p>(4) お客さまが電気受給契約の契約種別の変更を希望される場合は、II (契約の申込み) に定める新たに電気受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。電気受給契約の変更後の料金の適用開始日は、電気受給契約の変更後の最初の検針日とし、当該検針日の前日までの期間については、変更前の電気受給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。</p> <p>(5) お客さまが契約種別に定める適用条件を満たさなくなった場合、すみやかにエネアーク関東および大阪ガスに通知していただくとともに (4) に定める手続きを行い、適用条件を満たしている契約種別に変更いただきます。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も変更前の契約種別が適用されていた場合、当該検針日まで遡って変更後の契約種別を適用した場合の料金とすでに大阪ガスがお支払いした料金の差額を精算させていただきます。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p>
<p>28 電気受給契約の消滅</p> <p>(3) (2)にかかわらず、発電場所に係る電気需給契約が消滅し、託送供給等約款に基づき、当該発電場所に係る系統連系受電契約が消滅した場合は、エネアーク関東および大阪ガスは、電気需給契約の消滅日に電気受給契約を消滅できるものとします。</p>	<p>新設</p>
<p>29 電気受給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまは、発電場所における買取事業者の変更以外の事由により電気受給契約を廃止しようとする場合、廃止期日を定めてエネアーク関東および大阪ガス所定の方法によってエネアーク関東および大阪ガスに通知するものとします。</p>	<p>29 電気受給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまは、発電場所における買取事業者の変更以外の事由により電気受給契約を廃止しようとする場合、廃止期日を定めてエネアーク関東および大阪ガスに通知するものとします。</p>

附則

1 実施期日

この約款は 2024 年 9 月 1 日から実施します。

別紙

1 エネアーク買取プラン

(1) 適用範囲

この約款の適用対象となるすべてのお客さま（別紙 2 エネアークでんきセットプランが適用されているお客さまを除く）に適用いたします。

(2) 料金

料金は、その 1 か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額より、ロによって算定された郵送手数料を差し引いたものといたします。

イ 電力量料金

1 キロワット時につき 8 円 50 銭（消費税等相当額を含みます。）

ロ 毎月の受給電力量通知に関する郵送手数料

受給電力量の郵送による毎月の通知を希望される場合、通知 1 通につき 110 円（消費税等相当額を含みます。）

2 エネアークでんきセットプラン

(1) 適用範囲

この約款の適用対象で、発電場所において、エネアーク関東と電気需給契約を締結しているお客さまが希望された場合に適用いたします。

(2) 料金

料金は、その 1 か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額より、ロによって算定された郵送手数料を差し引いたものといたします。

附則

1 実施期日

この約款は 2024 年 4 月 1 日から実施します。

別紙

1 エネアーク買取プラン

(1) 適用範囲

この約款の適用対象となるすべてのお客さまに適用いたします。

(2) 料金

料金は、その 1 か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額および郵送手数料の合計といたします。

イ 電力量料金

1 キロワット時につき 8 円 50 銭（消費税等相当額を含みます。）

ロ 受給電力量の郵送

受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。

2 エネアークでんきセットプラン

(1) 適用範囲

この約款の適用対象で、発電場所において、エネアーク関東と電気需給契約を締結しているお客さまが希望された場合に適用いたします。

(2) 料金

料金は、その 1 か月の受給電力量にもとづきイによって算定された金額および郵送手数料の合計といたします。

イ 電力量料金

<p>イ 電力量料金 1キロワット時につき 9円00銭（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>ロ 毎月の受給電力量通知に関する郵送手数料 受給電力量の郵送による毎月の通知を希望される場合、通知1通につき110円（消費税等相当額を含みます。）</p>	<p>1キロワット時につき 9円00銭（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>ロ 受給電力量の郵送 受給電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円（税込）の郵送手数料をお支払いいただきます。</p>
---	---

以上